省　令

○法務省令第二十三号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第二十二条の規定に基づき、証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

法務大臣　江田　五月

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表の九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二の十二級の項第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表の十四級の項第十号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

3　平成二十二年六月十日からこの省令の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表の七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表の九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

4　改正前の証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

○農林水産省令第四十六号

農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百十八号）の施行に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「たい肥舎」を「堆肥舎」に改め、同条第四号中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第三条の二第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四条の四第一項中「第七条第四号」を「第八条第四号」に改める。

第四十三条第一号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第四十四条第二項中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第四十五条中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

附　則

この省令は、農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

○国土交通省令第五十二号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四条第二項及び第六条第一項第四号の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「（第二条関係）」を「（第二条、第四条関係）」に改め、同表第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表第十四級の項第十号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

3　平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

4　改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

告　示

○総務省告示第三百四十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した社団法人日本電気協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年七月十五日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の代表者の氏名

鎌田　迪貞

二　変更の日

平成二十三年六月一日

○法務省告示第三百四十八号

大阪市西区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月十五日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば西区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十三年七月十五日

法務大臣　江田　五月

大阪市西区北堀江上通三丁目三番地　小宮　常吉

○法務省告示第三百四十九号

長崎県佐世保市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十三年七月十五日

法務大臣　江田　五月

長崎県北松浦郡江迎町籏尾免百九番地の八

増本　武

○法務省告示第三百五十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月十五日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所

札幌司法書士会

札幌市中央区大通西十三丁目四番地

認証年月日

平成二十三年六月二十九日